

平成17年6月23日

中央教育審議会初等中等分科会教員養成部会「今後の教員養成・免許制度の在り方について」に関する公立大学協会意見

公立大学協会

貴部会から「今後の教員養成・免許制度の在り方」に関する意見を述べよとのご要請がありましたので、公立大学協会の意見を述べます。

はじめに

「教育を取り巻く社会状況がこれまでになく大規模かつ急激に変化し」、「学校教育が抱える課題が一層複雑化・多様化」する中で、「学校教育現場の諸課題に対応し得る高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員が求められている」ことについては、われわれ公立大学協会も認識を共有するところです。

また、「学部以下の段階で、教科指導や生徒指導など、教員としての基礎的・基本的な資質能力を確実に育成する」とともに、「大学院段階で、現職教員の再教育も含め、特定分野に関する深い学問的知識・能力を有する教員や教職としての高度の実践力・応用力を備えた教員を幅広く要請していく」ことが重要である、という認識についても、一般論としては異論がありません。

ただ、「学部段階における教員養成の着実な改善・充実を図るとともに、とりわけ大学院段階における養成・再教育の在り方を見直し、制度的な検討を含め、その格段の充実を図ることが必要である」という指摘からも明らかなように、今回、貴部会で検討されている対象は大学院段階にあります。また、「格段の充実を図る」方法論が、「教員養成分野における専門職大学院制度の活用」にあることも、また明白です。

私たちは、専門職大学院制度が、わが国における大学院改革の新たなかつ魅力ある方途の一つであると認識しており、かねてから、法科大学院以外の分野におけるこの制度の活用に深い関心を持ってきました。従って、「教員養成分野における専門職大学院の活用」の検討それ自体については異論を唱えるものではなく、検討のさらなる具体化を期待しております。しかしながら、「専門職大学院の活用」のみによって教員養成をめぐる現実的課題に対応できるとは必ず

しも考えておりません。

まず、貴部会専門職大学院ワーキンググループにおける審議経過（素案）「教員養成分野における専門職大学院の活用について」の「I 教員養成における専門職大学院制度の活用についての基本的な考え方」の「1 現在の教員養成システムについての基本的認識」及び「2 教員養成分野における専門職大学院制度の活用の基本的な考え方」について若干の所見を述べます。

1 学部段階において教員養成の着実な改善・充実を図ることの重要性

素案では、今日の我が国における教員養成の基本部分を占めている「学部段階における教員養成の着実な改善・充実を図る」ことが事実上検討の枠外に置かれ、論理的また実体的な根拠を明示しないまま、論点が「大学院段階における養成・再教育」に移っています。公立大学協会にはすべての公立大学が加盟していますが、そこには、文部科学省による厳密な課程認定を受けながら小学校・中学校・幼稚園教員及び養護教諭等養成の実績を蓄積してきた大学が相当数あり、多くのすぐれた教員を輩出し、またそのことに対する各地方の教育界の評価にも高いものがあります。したがって、各公立大学は、全国的に現出しつつある学校教育現場の困難に直面すればするほど「学部段階における教員養成の着実な改善・充実を図る」ことに重大な関心をもっていますが、貴部会の検討の焦点は必ずしもここに置かれておらず、大変残念に思います。学部段階における教員養成についてぜひ重厚かつ鋭利な分析と問題提起をお願いします。

2 「大学院段階における養成・再教育」の現状分析それ自体が必ずしも十分とは言えないこと

たしかに、「新構想教育大学以降、大学院における現職教員の再教育に道筋をつけたものの、我が国の大学院制度が研究者養成と高度専門職業人養成との機能区分を制度的に曖昧にしていたこともあり、ともすれば個別分野の学問的知識・能力の育成が過度に重視される一方、学校現場における実践力・応用力など教職としての高度の専門性の育成がおろそかになっており、本来期待された機能を十分に果たしていない」という見解が示されてはいます。

しかしながら、この見解自体にもまた不備があるように感じられます。その一つは、上越教育大学、兵庫教育大学及び鳴門教育大学などの国立の新構想大学大学院研究科及びその他多くの国立教員養成系大学大学院研究科、及び公立大学大学院研究科における既往及び当面の教員養成の成果と問題点が定性的にも定量的にも十分に提示されていません。研究者養成と高度専門職業人養成

の機能区分の曖昧さ及び学問的知識・能力の育成偏重・実践力・応用力の軽視などは、これら既設の大学院研究科のすべてにおいて妥当するのでしょうか。今回、ご配布いただいた資料にはこれらの点に関する実証的データあるいは実証的認識を可能にするリファレンスはなく、既往及び当面の教員養成の成果と問題点を具体的に認識する材料を欠いています。

3 大学院修了者の就業機会の問題

“研究者養成と高度専門職業人養成の機能区分の曖昧さ、学問的知識・能力の育成偏重・実践力・応用力軽視”と概括される問題点がもしかりに一定程度存在するとしても、その原因を国立の新構想大学を含む国公立の大学院における教員養成システムの在り方のみを求めることは一面的であると思われます。問題は、わが国の学校教育の現場において、大学院修士課程あるいは博士前期課程、大学院博士課程あるいは博士後期課程を修了し、対応する学位を取得した者を受け入れる体制が未確立であること、すなわちこれらの人材を受け入れる体制と“市場”が形成されていないことにあります。これは実はわが国の人文・社会系大学院全体が1980年代以降抱いている共通問題でもあり、また最近の調査によれば理工系においても同様の事態があります。

多数のポストを擁し、しかもわが国の将来を担う小・中・高校生を育成する任務をもった学校教育現場において、とりわけ修士修了者の受け皿が確保されていないこと自体に根本的問題があります。学校教育現場の編成が、高度専門職業人としての専門能力及びすぐれて実践力・応用力をもつ人材を活かすに足るようなものとなっており、修士修了者の就職先・受入先がそれなりに確立していれば、専門職大学院を設置するまでもなく、現行制度の下での国公立大学の大学院教育は自ずと変わります。逆に、もし専門職大学院が設置されたとしても、学校教育現場の編成の改革やそれに対応した修士修了者の就職先・受入先がない限り、その順調な発展も保証できないでしょう。

4 専門職大学院の開設と既設大学院の活用

ついで「I 教員養成における専門職大学院制度の活用についての基本的な考え方」の中味、すなわち、「3 教員養成分野において専門職大学院に期待される主な目的・機能」について述べます。

少子化の進展により1学年1学級状況が進み、教員の指導力を維持向上させるためには、学校内のみならず学校を越え、広く地域単位での中核的教員が必要であり、また、教科や学級の枠を越え、グループ・少人数・習熟度・総合学

習などに対応する多様な指導形態・指導方法を実践できる教員が必要になっていきます。学校教育現場の現状についてのこうしたご認識はよく理解できます。したがって、ア) 小・中・高の現職教員を対象に確かな指導理論と優れた応用力・実践力を備えた「地域における指導的教員」や「スクールリーダー」を養成し、また、イ) 学部段階で基礎能力を身につけた学生を実践的指導力ある「即戦力としての新人教員」として育成しなければならない、という切迫した事情のご指摘もその通りでしょう。

また、関連して、ウ) 小・中・高の管理者等に必要な高度なマネジメント能力養成、エ) 高等教育機関の管理者や高等教育政策担当者養成、オ) 国際的な開発教育協力の専門家養成などの重要性が高まることもご指摘の通りでしょう。

しかしながら、だから、専門職大学院が必要なのだ、という論理には飛躍があります。

ひとつには、現在、各都道府県単位で設置されている教員センターではまさにア) ウ) について研修や調査・研究を進めており、エ) についても多様な法人・団体での創意ある研修事業が推進されており、オ) については1990年代以来、国立大学系の国際開発・国際協力系大学院での調査研究と人材育成が一定の成果を挙げています。また、これらの各項目については、新構想大学を含む国公立の大学院に対して推進方を要請することもできましょう。国公立大学・学部にも協力を要請することもまた可能です。

専門職大学院が創設され、新鮮な問題意識の下に、ア) からオ) に至る人材養成を総合的に推進することに対して、反対するものではありませんが、かかる専門職大学院の開設・育成のためには、上に挙げた既設の諸機関の実績と成果を活用する政策的努力が不可欠であると考えます。この点についてぜひご検討ください。

なお、イ) 学部段階で基礎能力を身につけた学生を実践的指導力ある「即戦力としての新人教員」が切迫した事情の一つであることは、上述のように理解できますが、専門職大学院においていかにすぐれたカリキュラムと指導体制が具備されたとしても、今日の複雑な課題を抱えた教育現場で、修士を終えたばかりの24歳の若者が多面的能力を具備した「即戦力」となることは容易ではありません。十分な適応を可能にするための別の方途との併用が検討されるべきでしょう。

5 専門職大学院設置の進め方

「Ⅱ 専門職大学院制度の活用における具体的方策」の全体については、上述と重複しますので、あえて申し上げませんが、ここでは(3)「設置基準以外

の関連事項」②「整備の方針」について、つづいて（４）「修了者の処遇等について」②「免許更新制との関係」についてのみ言及いたします。

専門職大学院の設置については、「国公立を通じ、各大学において主体的に設置構想が検討されることが前提となるが、特に国立大学については、財政基盤が国からの財政支出に大きく依存していることを踏まえ、教員養成の取組みについて優れた実績を残し、かつ、真に他の大学のモデルとなりうる意欲的な設置構想を有する大学から整備を行うこととする」（Ⅱ―②）とあります。

既に言及してきたように、本「意見」においては、既設の新構想大学を含む国公立の大学院の力量を活用する必要性を指摘してきました。従って、「教員養成の取組みについて優れた実績を残し」てきた大学に注目することには異存ありませんが、「財政基盤が国からの財政支出に大きく依存していることを踏まえ」とし、事実上国立の有力教員養成系大学への設置誘導を行う姿勢には、疑問なしとしえませんが、こうした姿勢が特定の教員養成機関のみに大学院レベルの教員養成を特化させることにつながることを切望するものです。また、「引き続き『開放制』の原則の下、教員としての基礎的・基本的な資質能力の育成は学部段階で行われることを基本とする」（Ⅰ―２）という方向が確認されている以上、教員養成を行う各大学の上に特定の国立専門職大学院が君臨・指揮するような事態は避けるべきであると考えます。

6 免許制更新の検討について

（４）「修了者の処遇等について」②「免許更新制との関係」は、貴部会から意見を求められている「教員免許制度の改革、とりわけ教員免許更新制の導入」とも深く関わります。

私たちは、「免許制の更新」それ自体については、一つの職能集団が自己に当然課すべき倫理の中に含まれている事柄であり、必要なことであると考えております。自己規律のない集団が社会的責任を果たすことはできません。

しかしながら、「免許制の更新」を制度として導入するためには、貴部会配布の「平成14年中教審指摘事項と検討の方向性」にも提示されているように、更新の前提とされている「教員としての適格性」について適切な整理が必要です。また、自己点検・評価・研修への不断の努力も必要です。免許制更新制度導入の検討については、これらの点を踏まえて行われることを要望します。

（以上）